

接骨院・整骨院にかかるとき 健康保険の使える範囲が決まっています

接骨院や整骨院で治療（施術）を受けるとき、健康保険（保険証）が使える場合と、使えない場合があります。健康保険が使えないことが判明した場合は、全額自己負担になることがありますので正しく理解して利用しましょう。



健康保険（保険証）を使うときの注意

健康保険が使えない場合

- 日常生活からくる疲れや単なる肩こり、腰痛症など
- スポーツや仕事、家事などの筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ
- 原因不明の痛み、リウマチ・神経痛・ヘルニアなど病気の痛み
- 通勤中、仕事中の負傷（労災が適用される場合）
- 医療機関で同じ箇所を治療中のもの
- 脳疾患後遺症などの慢性病



健康保険が使える場合

- 歩行中に転倒し、捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）した
- 重いものを持ち上げ、腰を痛めた
- 骨折・脱臼の応急手当（応急手当以外は医師の同意が必要）
※内科的原因を除き、外傷性が明らかな負傷
- 第三者よりうけたけが（※）の場合、健康保険組合へ別途届け出が必要です。※交通事故、けんかなど



治療（施術）のときにご注意ください

- 健康保険証を提示してください
- 負傷の原因を正確に伝えてください
- 施術内容を確認して療養費支給申請書に署名してください
- 受診日ごとに領収書をもらい保管してください



健康保険組合からのお願い



健康保険組合では皆様からいただいた保険料を有効に使用するため、接骨院・整骨院（柔道整復師）で受診（施術）した内容・経過・負傷原因などを照会させていただくことがあります。社内メールまたは郵便で「接骨院・整骨院（柔道整復師）での受診（施術）に伴う確認について」が送られてきましたら、ご回答いただき、回答期限までに同封の返信用封筒にてご返送くださいますようご協力ををお願いいたします。ご回答いただきました内容につきましては、個人情報保護法に基づき、接骨院・整骨院に確認する際の資料としてのみ使用いたします。

皆さまの保険料を有効に使うために

健康保険組合より支払われる医療費（病院）や、療養費（接骨院・整骨院、あん摩マッサージ、はり・きゅう）は、すべて加入者の皆さまの貴重な保険料から支払われます。接骨院・整骨院では、負傷原因が伴う外傷性の『捻挫・打撲・挫傷等の（骨折・脱臼含む）ケガ』に対し受診された場合、健康保険を使用する事ができますが、慰安目的でのマッサージ代わりの利用はできません。『医療費・療養費への適正化』にご理解とご協力ををお願いいたします。

また、近年、架空請求（実際には受療していないのに請求すること）、水増し請求（施術箇所・日数・金額を実際より多く請求すること）などの不正請求が全国で発生しています。そのような不正請求は、一部の接骨院・整骨院によるものですが、「接骨院・整骨院（柔道整復師）での受診（施術）に伴う確認について」を回答いただくことで、このような不適切な請求が減少することもあります。

トヨタ車体健康保険組合

- ◆健保ホームページにも掲載しております。
⇒ <http://www.ty-kenpo-kikin.or.jp/kenpo/boneset>
- ◆ご不明な点は下記までお問合せください。
☎0566(36)3927 平日8:30～17:30（会社公休日は除く）